

(R7. 8月版)

届出者 住所
氏名
続柄 (旧納税義務者からみた)
電話

記

※ 新納税義務者は、相続人の代表者（固定資産が共有名義の場合は、共有者の中より新代表者）を選定のうえ記入してください。

1. 新納税義務者の方への課税（納付書発送）は、届け出の翌年度分からとなります。
2. 旧納税義務者の方が、口座振替により固定資産税を納付していた場合、この届け出により口座振替ができなくなりますので、引き続き口座振替をご利用になる場合は、新納税義務者の方で、新たに口座振替依頼書をご提出ください。
(ただし、既に新納税義務者の方が固定資産税の口座振替を依頼している場合は、提出の必要はありません。)

受付場所	受付者	税務課処理	
市民課・税務課・引田窓口・大内窓口			